



ポルトガル語版 広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 167,591人
ブラジル人 5,109人
2022年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

市営住宅の入居者募集

- ▶受付期間/2月6日(月)～10日(金)
 - ▶申込/建築住宅課(西庁舎2階)へ
 - ▶その他/応募資格や提出書類、提出方法など、詳しくは建築住宅課へ
- ※ホームページからの電子申し込み及び家賃債務保証法人による機関保証が利用可能になりました。

募集団地	部屋タイプ	戸数	世帯人数
北野団地	3DK	2	2人以上
北野団地	3LDK	1	3人以上
竜洋豊岡団地	2LDK	1	2人以上
東大久保団地	3DK	1	2人以上

問い合わせ先：建築住宅課(西庁舎2階) TEL：0538-37-4851 FAX：0538-33-2050

使用期限迫る！3,000円相当が無料「歯と歯肉の健診(成人)」

お口の健康に自信はありますか？40歳以上では、50%以上が歯周病と言われています。痛みがないから大丈夫と思っていませんか？歯周病は痛みなどの症状がないまま進行します。いつまでも健康なお口で、なんでもよく噛んで食事を食べられるよう、この機会に歯科健診を受けてみましょう。

受診期限：令和5年3月31日(金)

対象：下記の年齢に該当する市民

- 40歳(昭和57年4月1日～昭和58年3月31日生)
- 50歳(昭和47年4月1日～昭和48年3月31日生)
- 60歳(昭和37年4月1日～昭和38年3月31日生)
- 70歳(昭和27年4月1日～昭和28年3月31日生)

内容：歯周病やむし歯の健診、個人にあったケア方法のアドバイス

受診方法：無料券(ハガキ)に記載されている歯科医院に予約し受診

- ※40歳、50歳の方には、無料券(ハガキ)を4月に送付しています。また、12月末に再度案内(青色ハガキ)を送付しています。60歳、70歳で無料券(ハガキ)の無い方はQRコードまたは電話で健康増進課へ)

健診料：無料



問い合わせ先：健康増進課(iプラザ3階) TEL：0538-37-2011 FAX：0538-35-4586

2月は児童手当支給の月

- 支給日：2月10日(金)
- 支給該当月：10月～1月分
- 支給方法：指定口座へ振り込み(支給日の午後4時以降に入金をご確認ください)

問い合わせ先：こども未来課(iプラザ3階) TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

市税等納期限

・国民健康保険税(7期)

1月31日(火)

☆いわたホットメール：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。

登録手順は、こちらをご覧ください。

<https://m.sugumail.com/m/iwata/home>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 TEL：0538-37-4870/FAX：0538-32-2353



令和5年度 軽自動車税（車検用）のお知らせ

- 令和5年度から軽自動車の（車検用）納税証明書は送付しません。
 - ・軽自動車の車検は、令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）の稼働に伴い、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。
 - ・軽JNK Sの稼働に伴い、3輪以上の軽自動車について口座振替やアプリ決済による電子納付等で納付された場合は、（継続検査用）軽自動車税（種別割）納税証明書の発送しませんのでご注意ください。
 - ・ただし、軽自動車税種別割の納付方法によっては、納付情報が軽JNK Sに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、早めの納付をお願いします。
- また、納付後すぐに車検を受ける場合は、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。金融機関・コンビニエンスストア・磐田市窓口等で納付書を使って現金で納付し、受け取られた納税証明書をご提示ください。
- ・軽自動車税（種別割）減免決定車両についても、減免決定時に（継続検査用）軽自動車税（種別割）納税証明書を同封しませんのでご注意ください。
- ・2輪の小型自動車（総排気量250cc超）は対象外のため、継続検査（車検）時にはこれまでどおり納税証明書の提示が必要です。

●バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に車両を所有している方に対し、定置場（保管しておく所）のある市町村が課税します。

4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、月割り計算での税金の還付はなく、その年度の税金は全額納めていただきます。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、車種に応じて各手続き先で廃車や名義変更の手続きを3月末までに行ってください。

1 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続き先
廃車 （転出）	①ナンバープレート ②標識交付証明書 ③本人確認書類（※）	市税課（本庁舎1階）、または各支所 市民生活課
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合） ②標識交付証明書 ③譲渡証明書 ④本人確認書類（※）	

※本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書など（運転免許証など）です。代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

2 軽自動車・125cc超の2輪車など

車種	手続き先
軽自動車（3輪・4輪）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町563 ☎050-3816-1777
・125cc超の2輪車 ・浜松99ナンバーの 小型特殊自動車	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は市税課へ届出が必要

子育て世帯生活支援特別給付金の申請は済みましたか？

広報いわた 7 月号の情報BOXでお知らせした低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方、給付金の対象となるか確認したい方は、市ホームページをご確認いただくか、こども未来課までお問い合わせください。

1. 給付対象者：令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母など。**※ 所得要件があります。**
2. 支給額：支給対象児童一人当たり10万円
（国の生活支援特別給付金5万円・市の給付金5万円を一括給付します）
3. 申請期限：令和5年2月28日（火）
4. その他：令和3年中の収入が全くなかった方は、市民税の申告をしていただければ対象となる可能性があります。

問い合わせ：こども未来課総務・給付グループ（iプラザ3階） TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金制度

就職に有利な資格を取るために1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のため、給付金を支給します。

※資格によっては6か月以上修業する場合も対象になることがあります。

対象者：母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある方。

支給額：市民税非課税世帯 月額10万円 市民税課税世帯 月額7万500円
また、養成機関で修業を修了した場合、修了支援給付金（市民税非課税世帯：5万円・市民税課税世帯：月額2万5000円）も併せて支給します。

対象資格：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、美容師、社会福祉士、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等

支給期間：修業機関の全期間（上限4年）

その他：受講開始前にこども未来課までご相談ください。

問い合わせ：こども未来課総務・給付グループ（iプラザ3階） TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

放送大学2023年度4月入学生募集

10代から90代までの8万5千人以上の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、300以上の幅広い授業科目があり、1科目から、インターネットで学ぶことができます。

対象：15歳以上の方

出願期間：第1回2023年2月28日まで

第2回2023年3月14日まで

その他：資料請求（無料）は電話で放送大学浜松サテライトスペースへご請求ください。

問い合わせ先：放送大学浜松サテライトスペース（浜松市中区早馬町2-1）

TEL：053-453-3303 FAX：053-453-3327

成人男性向け風しん抗体検査予防接種の費用助成のご案内

対 象 者：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性
 実施 期間：令和5年3月31日まで
 自己負担額：無料（クーポン券をお持ちの方）
 ※対象者の方に、令和4年4月に令和4年度用クーポン券を郵送しています。
 なお、年度途中で転入された方（他市町村で未実施の方のみ）は、クーポン券を発行しますので、担当課へご連絡ください。

問い合わせ先：健康増進課（iプラザ3階） TEL：0538-37-2011 FAX：0538-35-4586

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金制度

就職に役立つ技能や資格の取得のために各種講座を受講し、修了した場合にその経費の60%（下限は1万2千1円、上限は修学年数×40万円、最大160万円）を支給します。
 ※雇用保険受給者はハローワークの支給額との差額を支給します。

対 象：母子家庭の母又は父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にある方

対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※指定講座の詳細は、厚生労働省ホームページ「教育訓練給付金制度の講座指定について」を参照してください。

そ の 他：受講開始前にこども未来課までご相談ください。

問い合わせ先：こども未来課（iプラザ3階） TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。
 ▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎 日
受付時間	8:45~11:30 ・ 13:45~16:30	19:15~22:00
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

発行：磐田市役所 地域づくり応援課 多文化共生・市民活動グループ TEL：0538-37-4870
 広報広聴・シティプロモーション課 TEL：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1
 ★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧になれます <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）
 広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：
 Mail：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp